計画作成年度	令和4年度
⇒ /	むつ市 (代表) 大間町・東
	通村・風間浦村・佐井村

下北半島鳥獸被害防止計画

令和5年2月10日作成

<連絡先>

担 当 部 署 名 むつ市 農林水産業振興課 畜産鳥獣グループ所 在 地 むつ市中央一丁目8番1号電 話 番 号 0175-22-1111 FAX番号 0175-22-1373 メールアドレス nousui@city.mutsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・ツキノワグマ・カラス・ニホンジカ・イノシシ	
	・ハクビシン・アライグマ・アナグマ・タヌキ・カモシカ	
計画期間	令和5年度~令和7年度	
対象地域	青森県 むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村	

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

自戦の話叛	被害	手の現状	
鳥獣の種類	品目	被害数值	
ニホンザル	稲豆類(大豆、小豆等) 野菜(カボチャ、トウモロ	被害額	1, 310 千円
(下北半島全体)	コシ等)	被害面積	0. 440ha
	いも類(バレイショ等)		
ツキノワグマ	野菜(トウモロコシ等)	被害額	505 千円
	飼料作物(デントコーン)	被害面積	1. 220ha
カラス	トウモロコシ、果樹等	被害はあるが	実態は把握で
73 77		きていない	
ニホンジカ	_		
イノシシ	_		
ハクビシン	野菜(イチゴ等)	被害額	33 千円
<i>/// L / /</i>		被害面積	0. 002ha
アライグマ	_		
アナグマ	野菜(キュウリ、イチゴ等)	被害額	44 千円
, , , , ,		被害面積	0. 003ha
タヌキ	果樹(ブドウ等)	被害額	314 千円
メスモ		被害面積	0. 230ha
	豆類(大豆、小豆等)		
カモシカ	野菜(ダイコン、キャベツ	被害額	88 千円
	等)	被害面積	0. 060ha
	サツマイモの葉		
計		被害額	2, 294 千円
ĒΙ		被害面積	1. 955ha

(2)被害の傾向

①ニホンザル

下北半島に生息するニホンザルは人を除く霊長類では世界分布の北限にあり、学術的価値も高いと評価され、昭和 45 年に国の天然記念物に指定され、 保護されてきた。 指定当時、7 群約 187 頭が確認されていたが、その後は年々、個体群・個体数が増加し、令和 4 年 1 月現在で 74 群 2,868 頭 $+ \alpha$ が確認されている。

頭数増加に伴い群れの分裂が頻発化し、行動域が拡大しており、人家や耕作 地周辺への定着化によって、いも類は6月から8月、野菜類は4月から12月、 豆類は8月に被害が発生している。

下北半島の4市町村(むつ市・大間町・風間浦村・佐井村)の農作物被害額は平成8年に約900万円とピークとなったが、近年は、鳥獣被害対策実施隊・モンキードッグによるパトロールや電気柵設置等の被害対策効果により、200万円以下で推移するなど効果を上げているが、これまで出没しなかった地区で被害が発生するなど、被害地域が拡大している。

東通村においては、平成30年度までに、農作物の被害は確認されていないものの、ニホンザルの目撃情報が相次いでおり、今後、被害の発生が懸念されている。

別紙参照:別紙1 下北半島のニホンザルによる農作物等被害額の推移 別紙2 ニホンザルによる農作物等被害発生位置図(H16~R3)

②ツキノワグマ

管内全域で出没情報が寄せられ、むつ市・東通村・佐井村においてはトウモロコシ等の農作物被害や、クマハギなどの林業被害も発生していることから、今後の農林業被害の拡大が懸念される。

③カラス

年間を通して畜産農家の牛舎内に侵入し牛の餌の食害や乳牛の乳頭に傷をつける損傷被害が発生している。また、飼料作物(デントコーン)・果樹(ワイン用ぶどう)及び野菜類に7月から9月に被害が発生している。

4)ニホンジカ

農作物への被害は確認できていないが、下北管内で目撃情報があることから、今後の農林業被害の発生が懸念される。

⑤イノシシ

農作物への被害は確認できていないが、下北管内で目撃情報があることから、今後の農林業被害の発生が懸念される。

⑥ハクビシン

下北管内で目撃情報があり、むつ市では5月に野菜類に被害が発生している。このことから今後の被害の拡大が懸念される。

(7)アライグマ

農作物への被害は確認できていないが、下北管内で目撃情報や痕跡があることから、今後の被害の発生が懸念される。

⑧アナグマ

下北管内で目撃情報があり、むつ市・佐井村では野菜類に被害が発生している。このことから今後の被害の拡大が懸念される。

9タヌキ

下北管内全域で目撃情報があり、むつ市では9月に果樹 (ブドウ) に被害

が発生している。このことから今後の被害の拡大が懸念される。

10カモシカ

管内全域で目撃情報があり、むつ市・佐井村では農作物、樹木の新芽、皮ハギなどの農林業被害が発生していることから、今後の被害の拡大が懸念される。

(3)被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値(令和3年度)		目標値(7年度)	
刈	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ニホンザル	1,310 千円	0. 440ha	917 千円	0. 308ha
ツキノワグマ	505 千円	1. 220ha	353 千円	0. 854ha
カラス	一 千円	– ha	一 千円	– ha
ニホンジカ	一 千円	– ha	一 千円	– ha
イノシシ	一 千円	– ha	一 千円	– ha
ハクビシン	33 千円	0. 002ha	23 千円	0. 001ha
アライグマ	一 千円	– ha	一 千円	– ha
アナグマ	44 千円	0. 003ha	31 千円	0. 002ha
タヌキ	314 千円	0. 230ha	220 千円	0. 161ha
カモシカ	88 千円	0. 060ha	62 千円	0. 042ha
計	2, 294 千円	1. 955ha	1,606 千円	1. 368ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	(4) 促米講してざた被告防止対束			
	従来講じてきた被害防止対策	課題		
捕獲等に	① ニホンザル	①ニホンザル		
関する取	青森県第3次第二種特定鳥	加害個体・加害群の除去が進ん		
組	獣管理計画(下北半島の二ホ	でいる群れと箱わなに警戒心が強		
	ンザル)に基づき、加害群除	く捕獲が進まない群れがあり、効		
	去・個体数調整及び人的被害	率的な捕獲方法(銃器も含む)及		
	・人家侵入等を及ぼした加害	び体制の整備が求められている。		
	個体の捕獲を市町村職員及び			
	鳥獣被害対策実施隊が箱わな			
	及び大型檻を用いて行 な って			
	いる。			
	② ツキノワグマ	②ツキノワグマ		
	市町村が青森県猟友会下北	捕獲に従事する狩猟者の減少・		
	支部及び川内支部に有害鳥獣	高齢化が進んでおり、将来の担い		
	捕獲を委託している。	手育成が急務となっている。		

③ カラス

市町村が青森県猟友会下北 支部及び川内支部に有害鳥獣 捕獲を委託している。

④ ニホンジカ

センサーカメラを設置する などして、生息状況をモニタ リングしている。

⑤ イノシシ

住民から目撃情報を収集し、生息状況をモニタリングしている。

⑥ ハクビシン

住民から目撃及び被害情報 を収集し、生息状況をモニタ リングし、鳥獣被害対策実施 隊による有害鳥獣捕獲を実施 している。

⑦ アライグマ

住民から目撃情報を収集し、生息状況をモニタリングしている。

⑧ アナグマ

住民から目撃及び被害情報 を収集し、生息状況をモニタ リングしている。

⑨ タヌキ

住民から目撃及び被害情報 を収集し、生息状況をモニタ リングしている。

③カラス

捕獲に従事する狩猟者の減少・ 高齢化が進んでおり、将来の担い 手育成が急務となっている。

⑥ハクビシン

箱わなの数と捕獲に従事する人 材の確保が必要である。

⑧アナグマ

箱わなの数と捕獲に従事する人 材の確保が必要である。

9タヌキ

箱わなの数と捕獲に従事する人 材の確保が必要である。

10カモシカ

鳥獣被害対策実施隊による 追払いなどを行っている。

組

防護柵の「①ニホンザル

設置等に 国・県の補助金を利用し、 関する取防護柵の設置を行なっており 、市町村で防護柵維持管理を 実施している。

> 追上げ・追払い活動につい ては、鳥獣被害対策実施隊が モンキードッグとともに行な っている。

> (現在はむつ市と佐井村の H)

②ツキノワグマ

簡易型の電気柵を被害箇所 に設置している。

③カラス

農家が牛舎内に防鳥ネット 等を設置し侵入防止を目的と した対策を行っている。

⑥ハクビシン

農家が畑に侵入防止ネット を設置している。

⑧アナグマ

農家が畑に侵入防止ネット を設置している。

1)ニホンザル

設置後、長期間経過した防護柵 ではネット等の老朽化が進み、侵 入されるケースが発生しているこ とから、地域住民への啓発活動を 行い、防護柵の維持管理や放任野 菜除去等の徹底が必要となる。ま た、防護柵が設置されていない地 域に行動域が拡大し、被害が確認 されていることから、今後も設置 が必要である。

②ツキノワグマ

被害箇所が複数にわたることか ら、電気柵を購入する費用の確保 が難しい。

③カラス

一定の対策の効果があるものの 、短期間で慣れが生じてしまう。 被害区域が広範囲であることか ら設置や維持管理にコストがかか る。

⑥ハクビシン

一定の対策の効果はあるものの 、ネットを噛み切られてしまう。 ネットの設置や維持管理にコス トがかかる。

⑧アナグマ

一定の対策の効果はあるものの 、ネットを噛み切られてしまう。 噛み切られずに侵入を防ぐ工夫 をする必要がある。

	⑩カモシカ	⑩ カモシカ
	農家が畑に侵入防止ネット	農家の高齢化が進み、設置や維持
	を設置している。	管理が難しくなっている。
生息環境		
管理その		
他の取組		

(5) 今後の取組方針

①ニホンザル

- ア 北限のサルの保護及び地元住民との共存に向けた被害防止対策をより 一層推進する。
- イ 個体数の増加抑制を重点課題とし、わなによる捕獲を中心とした被害 防止対策を行なう。
- ウ 地域住民における自己防衛意識を高める具体的な啓発活動を図る。

②ツキノワグマ

- ア 猟友会への有害鳥獣捕獲業務委託により被害の軽減を図る。
- イ 防災無線や広報誌等を活用して、地域住民における自己防衛意識を高 める具体的な啓発活動を図る。
- ウ 忌避剤等を使い、被害の軽減を図る。

③カラス

被害状況の把握に努めるとともに、猟友会への有害鳥獣捕獲業務委託により被害の軽減を図る。

4)ニホンジカ

センサーカメラを設置するなどして、生息状況をモニタリングするとともに、定着を防ぐため、積極的に予察捕獲の取組を進めていく。

⑤イノシシ

住民からの目撃情報を収集し、生息状況をモニタリングするとともに、定着を防ぐため、積極的に予察捕獲の取組を進めていく。

⑥ハクビシン

被害状況の把握に努めるとともに、定着を防ぐため、積極的に予察捕獲の取組進めていく。

⑦アライグマ

住民からの目撃情報をの収集や、センサーカメラを設置するなどして、生息状況をモニタリングするとともに、定着を防ぐため、積極的に予察捕獲の取組を進めていく。

⑧アナグマ

被害状況の把握に努めるとともに、定着を防ぐため、積極的に予察捕獲の取組を進めていく。

9タヌキ

被害状況の把握に努めるとともに、定着を防ぐため、積極的に予察捕獲の取組を進めていく。

10カモシカ

- ア 鳥獣被害対策実施隊などによる、追払い等で被害の軽減を図る。
- イ 地域住民における自己防衛意識を高める具体的な啓発活動を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

①ニホンザル

別紙「別紙3 鳥獣捕獲体制図(ニホンザル)」参照。

②ツキノワグマ

下北半島のツキノワグマは「青森県の希少な野生生物ー青森県レッドデータブック(2020年改訂版)ー」において地域限定希少野生動物に選定されていることから、農作物被害が発生した場合や住宅地周辺に出没した場合に限り、青森県猟友会下北支部又は、川内支部に必要最小数の有害鳥獣捕獲を依頼する。また、被害状況・捕獲実績等の情報共有を行う。

なお、捕獲は、箱わなやライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

③カラス

被害を受けた農業者等からの要請により、市町村が被害状況を確認し、必要に応じて青森県猟友会下北支部又は、川内支部に有害鳥獣捕獲を依頼する。また、被害状況・捕獲実績等の情報共有を行う。

4 ニホンジカ

青森県猟友会下北支部又は、川内支部に予察を含め、有害鳥獣捕獲を依頼 する。また、被害状況・捕獲実績等の情報を共有する。

なお、捕獲は、わなやライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法 での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用す る。

⑤イノシシ

青森県猟友会下北支部又は、川内支部に予察を含め、有害鳥獣捕獲を依頼 する。また、被害状況・捕獲実績等の情報を共有する。

なお、捕獲は、わなやライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法 での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

⑥ハクビシン

鳥獣被害対策実施隊による予察を含め、有害鳥獣捕獲を行う。

⑦アライグマ

鳥獣被害対策実施隊による予察を含め、有害鳥獣捕獲を行う。

⑧アナグマ

鳥獣被害対策実施隊による予察を含め、有害鳥獣捕獲を行う。

9タヌキ

鳥獣被害対策実施隊による予察を含め、有害鳥獣捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
		捕獲機材(箱わな)を導入する。
		担い手育成による捕獲体制の整備を推進する。
	ニホンザル	ニホンザルへの発信器の装着による生息調査を実
		施する。
	ツキノワグマ	捕獲機材(箱わな)を導入する。
	フキノラグマ	生息状況や被害状況などを情報収集する。
	カラス	新規狩猟者や捕獲従事者確保のための広報活動を
	77 7 7	行う。
	ニホンジカ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
R 5 年度	ニホンシカ	な捕獲方法を検討する。
ドラ平反	イノシシ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
	1///	な捕獲方法を検討する。
	ハクビシン	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
	ハクヒシン	な捕獲方法を検討する。
	アライグマ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
		な捕獲方法を検討する。
	アナグマ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
	,,,,	な捕獲方法を検討する。
	タヌキ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
	<i>></i>	な捕獲方法を検討する。
		捕獲機材(箱わな)を導入する。
	ニホンザル	担い手育成による捕獲体制の整備を推進する。
	ニハンフル	ニホンザルへの発信器の装着による生息調査を実
		施する。
D 6 年度	ツキノワグマ	捕獲機材(箱わな)を導入する。
八〇千及		生息状況や被害状況などを情報収集する。
	カラス	新規狩猟者や捕獲従事者確保のための広報活動を
		行う。
	ニホンジカ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
		な捕獲方法を検討する。

	イノシシ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
	1///	な捕獲方法を検討する。
	ハクビシン	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
	ハクレンン	な捕獲方法を検討する。
	アライグマ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
	7 7 7 7 7	な捕獲方法を検討する。
	アナグマ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
	7794	な捕獲方法を検討する。
	タヌキ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
	ダメヤ	な捕獲方法を検討する。
		捕獲機材(箱わな)を導入する。
	ニホンザル	担い手育成による捕獲体制の整備を推進する。
	ーハンサル	ニホンザルへの発信器の装着による生息調査を実
		施する。
	ツキノワグマ	捕獲機材(箱わな)を導入する。
	ツキノワクマ	生息状況や被害状況などを情報収集する。
	カラス	新規狩猟者や捕獲従事者確保のための広報活動を
	カノヘ	行う。
	ニホンジカ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
R 7 年度	ールノンカ	な捕獲方法を検討する。
人 一 一 人	イノシシ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
	1/22	な捕獲方法を検討する。
	ハクビシン	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
	ハクレンン	な捕獲方法を検討する。
	アライグマアナグマ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
		な捕獲方法を検討する。
		生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
		な捕獲方法を検討する。
	タヌキ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的
	<u> </u>	な捕獲方法を検討する。
·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

① ニホンザル

ニホンザル又はニホンザルの群れが市街地及び農地に頻繁に出没し、組織 的追い払い等、被害防除を行っても被害軽減ができない場合、かつ、地域か らの強い要望があった場合、青森県第3次第二種特定鳥獣管理計画に基づき ニホンザルの捕獲を行う。

計画期間内の捕獲数は、地域個体群として永続的な生息が可能な、平成14

年の調査個体数(1.109頭)を下回らないこととする。

併せて、農作物被害防止対策としての行動域の拡大や個体数増加による群れの分裂の防止を目的とした捕獲を実施する。

②ツキノワグマ

市街地や農地への出没、農作物被害が確認された場合などに、箱わな及び銃器による必要最小数の捕獲を実施する。

② カラス

通年で畜産業・農作物等における被害の発生が懸念されている。捕獲計画数は直近3か年の最大捕獲数の281羽/年とする。

4)ニホンジカ

農林業被害防止のため予察を含め、可能な限り捕獲する。

⑤イノシシ

農林業被害防止のため予察を含め、可能な限り捕獲する。

⑥ハクビシン

農作物被害防止のため予察を含め、可能な限り捕獲する。

(7)アライグマ

農作物被害防止のため予察を含め、可能な限り捕獲する。

⑧アナグマ

農作物被害防止のため予察を含め、必要最小数の捕獲を実施する。

9タヌキ

農作物被害防止のため予察を含め、必要最小数の捕獲を実施する。

社会自 能	捕獲計画数等			
対象鳥獣	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
ニホンザル	第3次第二	種特定鳥獣管理計画の	の基準による	
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数	
カラス	281羽	281羽	281羽	
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数	
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数	

捕獲等の取組内容

① ニホンザル

計画期間内に被害が発生した場合、できる限り被害を与える個体を特定し、被害発生場所に箱わなを設置し、捕獲する。また、銃器による捕獲について、モニタリング調査等により群れ構成を十分把握し、分裂を避けるため、

慎重かつ計画的に実施する。

②ツキノワグマ

農作物被害が確認された場合、現地確認を行い、必要に応じて箱わな及び 銃器による必要最小数の捕獲を実施する。

③カラス

通年で被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を 考慮した上で、捕獲業務に適した場所で箱わな及び銃器(ライフル銃を除く)による直近3か年の最大捕獲数の281羽/年の捕獲を実施する。

4)ニホンジカ

目撃が確認された地域で、わな及び銃器により予察を含め、可能な限り捕獲する。

⑤イノシシ

目撃が確認された地域で、わな及び銃器により予察を含め、可能な限り捕獲する。

⑥ハクビシン

目撃及び農作物被害が確認された地域で、わなにより予察を含め、可能な 限り捕獲する。

⑦アライグマ

目撃が確認された地域で、わな及び銃器(ライフル銃を除く)により予察 を含め、可能な限り捕獲する。

⑧アナグマ

目撃及び農作物被害が確認された地域で、わなにより予察を含め、捕獲必要最小数の捕獲を実施する。

9タヌキ

目撃及び農作物被害が確認された地域で、わなにより予察を含め、捕獲必要最小数の捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わなやライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
下北全域	該当なし(ツキノワグマ、カラス、ニホンジカ、イノシシ、
下心主线	ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキは権限移譲済み)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣			
对 家局訊	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	むつ市 1,300m	むつ市 1,300m	むつ市 1,300m
	(猿用電気ネット柵)	(猿用電気ネット柵)	(猿用電気ネット柵)
	大間町 1,500m	大間町 1,500m	大間町 1,500m
	(猿用電気ネット柵)	(猿用電気ネット柵)	(猿用電気ネット柵)
— 4 	東通村 Om	東通村 Om	東通村 Om
ニホンザル 	(猿用電気ネット柵)	(猿用電気ネット柵)	(猿用電気ネット柵)
	風間浦村 500m	風間浦村 500m	風間浦村 500m
	(猿用電気ネット柵)	(猿用電気ネット柵)	(猿用電気ネット柵)
	佐井村 1,000m	佐井村 1,000m	佐井村 1,000m
	(猿用電気ネット柵)	(猿用電気ネット柵)	(猿用電気ネット柵)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
对 条局訊	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	猿用電気ネット柵の	猿用電気ネット柵の	猿用電気ネット柵の
	維持・管理等の仕方	維持・管理等の仕方	維持・管理等の仕方
ニホンザル	を農家に説明し、適	を農家に説明し、適	を農家に説明し、適
	切な維持・管理に努	切な維持・管理に努	切な維持・管理に努
	めてもらう。	めてもらう。	めてもらう。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容	
R5~ R7 年度		生息調査	サル調査会、NPO 法人、 鳥獣被害対策実施隊、 ニホンザル保護管理専門員
		追上げ・追払い活動 民	鳥獣被害対策実施隊、地域住 民
	ニホンザル	侵入防止柵の管理	鳥獸被害対策実施隊、地域住 民
		専門的人材の育成	市町村職員、鳥獣被害対策 実施隊、ニホンザル保護管 理専門員
		耕作地周辺の藪・枝刈り	鳥獣被害対策実施隊、地域住 民

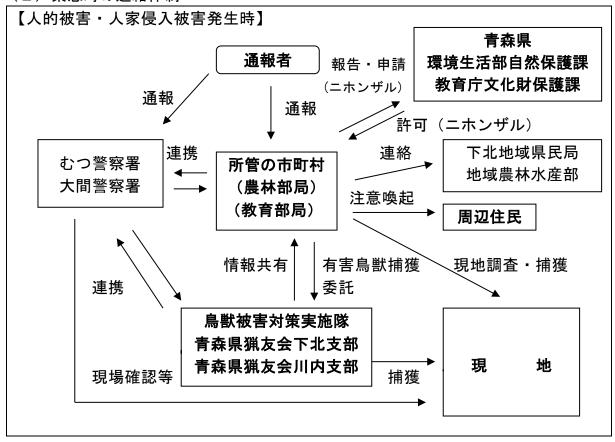
	放置野菜の	除去	鳥獣被害対策実施隊、地域住 民
	地域住民へ 動	の普及啓発活	NP0 法人、鳥獣被害対策実施 隊、市町村職員、ニホンザ ル保護管理専門員
		けする餌やり防 気の設置・パン 配布	市町村職員
ツキノ	地域住民へ ワグ 動	の普及啓発活	市町村職員
マ	出没の多い の設置	地域での看板	市町村職員
カラス	防鳥ネット	設置	地域住民

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
むつ市・大間町・東通村	現地調査、住民への注意喚起、捕獲申請手続、捕獲
・風間浦村・佐井村	
むつ警察署、大間警察署	現地確認等、必要によりパトロールの実施、銃器等
	取扱指導・助言
下北半島鳥獣被害対策実	有害鳥獣捕獲等
施隊	
青森県猟友会下北支部、	有害鳥獣捕獲等
川内支部	

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領に基づき、対象鳥獣はできる限り苦痛を 与えない方法で処分し、処分後は埋設又は焼却処理とする。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、市町村廃棄物担当部局と連携 し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、下北半島鳥獣被害対策市町村等連絡会議の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である市町村等が廃棄物の排出者として適切に処理することとする。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。 また、その他の有効な活用も困難である。

(2)処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

下北半島鳥獣被害対策市町村等連絡会議
役割
・補助事業等を活用した被害防止対策を実施する。
・鳥獣被害対策実施隊と共同による捕獲を実施す
る。
・地域住民への被害防止対策の普及活動をする。
・関係機関へ被害実態の報告と対策課題を提示す
る。
・文化財保護管理と対策課題を提示する。
・被害対策の効果検証をする。
・猟友会へ有害鳥獣を委託する。
・下北半島各地域でのサル生態調査
・連絡会議への生息状況等の情報提供
・被害状況の情報提供
・猿害防止法及び電気柵維持管理具体的指導
・生息状況及び被害状況等の基礎データの集積と
猿害対策事業の検証
・地域住民の協力体制の構築

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
青森県環境生活部自然保護課	・特定鳥獣管理計画等に関する指導、助言等
自然環境グループ	
青森県教育庁文化財保護課	・文化財保護管理の指導、助言等
文化財グループ	

青森県下北地域県民局地域農	・連絡会議運営に係る指導、助言等
林水産部農業普及振興室、林	・鳥獣被害防止計画作成等の指導、助言等
業振興課	
青森県農林水産部食の安全・	・補助事業の指導等
安心推進課安心推進グループ	・鳥獣被害防止計画作成等の指導、助言等
十和田おいらせ農業協同組合	・鳥獣被害情報の共有
東北森林管理局下北森林管理	・鳥獣被害情報の共有
署	
下北地方森林組合	・林業被害の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

下北半島鳥獣被害対策実施隊を設置。(むつ市・大間町・風間浦村及び佐井村は平成20年6月1日、東通村は、令和元年12月1日)

規模、構成については、「別紙 4 下北半島鳥獣被害対策実施隊要綱」及び 「別紙 5 鳥獣被害対策実施隊名簿」を参照。

各機関との連携のあり方については、「別紙6 鳥獣被害対策実施連携体制図」を参照。

実施隊の活動内容は、①ニホンザルの生態調査、追上げ・追払い、緩衝帯設置等の環境整備や地域住民への啓発、②ハクビシン、アライグマの捕獲等を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各関係機関との連携のあり方は、「別紙6 鳥獣被害対策実施連携体制図」を 参照。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

猟銃所持者の高齢化等により、捕獲従事者が減少傾向にあることから、市 町村が連携して、体制の強化及び人材育成による担い手の確保に努める。